

SKIM この薬剤は変更できるの？（解説）

令和6年3月15日 事務連絡

『現下の医療用医薬品の供給状況における
変更調剤の取扱いについて』

に基づく対応

- 昨今の医療用医薬品の供給状況や、それに伴う需給の逼迫を踏まえ、変更調剤における柔軟な対応が示されました。
- 医薬品の入手が限定されること等により必要量が用意できないようなやむを得ない場合における当面の間の取扱いは下記の通りです。

やむを得ない場合における当面の間の取扱い

前提条件：患者さんから同意が得られていること

- 1 後発医薬品の銘柄処方において、先発医薬品（含量規格が異なるもの、類似する別剤形のものを含む）への変更調剤は、【○】
- 2 変更調剤後の薬剤料が変更前のものを超える場合であっても、
 - ①「含量規格が異なる後発医薬品」または「類似する別剤形の後発医薬品」への変更調剤は、【○】
 - ②類似する別剤形の後発医薬品への変更調剤がやむを得ずできない場合、次に掲げる分類間の別剤形（含量規格が異なる場合を含む）の医薬品への変更調剤は、【○】
 - ア 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤
 - イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤）（例：アに該当する錠剤をイに該当する散剤への変更調剤）

ただし、規格又は剤形の違いにより効能・効果や用法・用量が異なるものを除く。

事務連絡に基づく、やむを得ない場合の当面の間の取扱い

先発医薬品への変更調剤

- 1 後発医薬品の銘柄処方において、先発医薬品（含量規格が異なるもの、類似する別剤形のものを含む）への変更調剤は、【○】

(02)



変更調剤後の薬剤料が変更前のものを超える場合

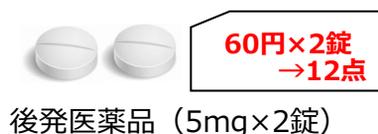
- 2 変更調剤後の薬剤料が変更前のものを超える場合であっても、

①「含量規格が異なる後発医薬品」または「類似する別剤形の後発医薬品」への変更調剤は、【○】

(10)



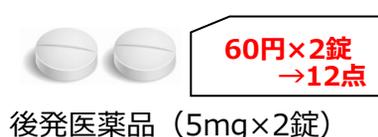
(18)



(28)



(31)



事務連絡に基づく、やむを得ない場合の当面の間の取扱い

分類間での別剤形への変更調剤

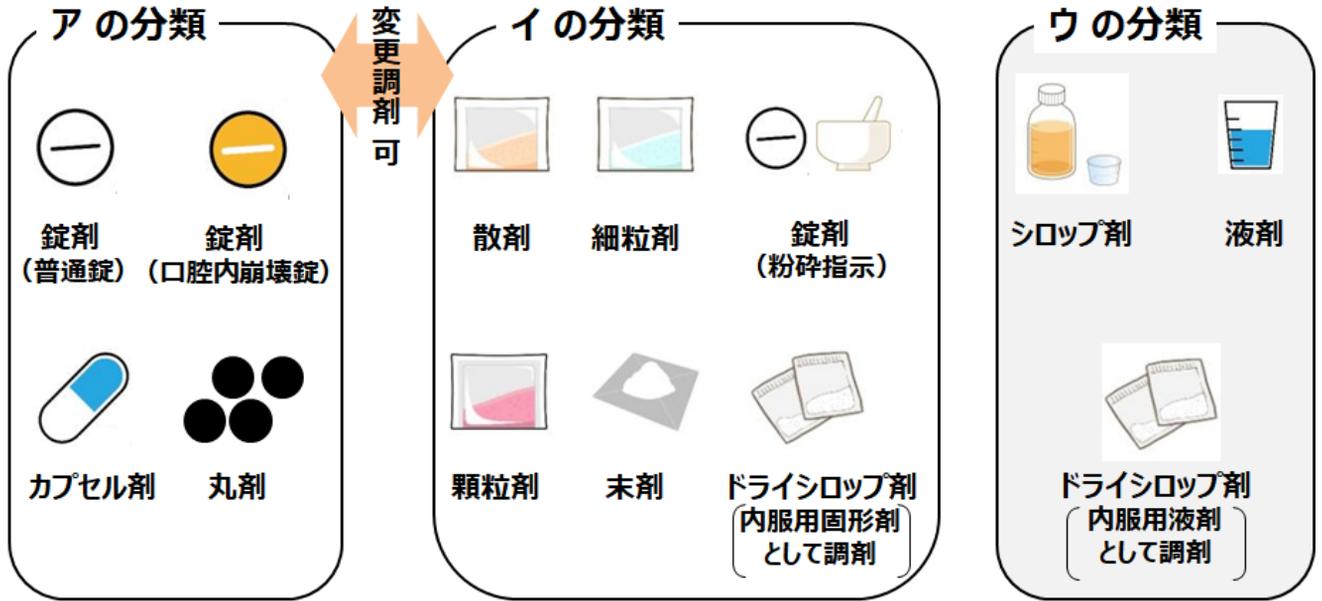
2 変更調剤後の薬剤料が変更前のものを超える場合であっても、

②類似する別剤形の後発医薬品への変更調剤がやむを得ずできない場合、次に掲げる分類間の別剤形（含量規格が異なる場合を含む）の医薬品への変更調剤は、【○】

ア 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤

イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤）

（例：アに該当する錠剤をイに該当する散剤への変更調剤）



※画像はイメージであり、実際とは異なります。

(12)



120円
→12点

先発医薬品（カプセル剤）

患者



100円
→10点

後発医薬品（**細粒剤**）



先発薬価
100円
→10点

一般名処方（錠剤）

患者



120円
→12点

後発医薬品（**散剤**）